

名古屋港管理組合公報

平成21年8月14日

(金曜日)

第 441 号

目 次

○非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 1

規 則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十一年八月十四日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第十号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年名古屋港管理組合規則第九号）の一部を次のように改正する。

第八条の二中「四千九十円」を「四千六十円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第八条の二の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償（休業補償にあつては、当該療養の開始後一年六月を経過した日前に支給すべき事由が生じたものに限る。以下同じ。）の額の算定の基礎として用いる補償基礎額について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる補償基礎額については、なお従前の例による。

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合